

前橋市アーバンデザイン基金条例の制定について（議案第90号）

市街地整備課

1 制定の理由

前橋市アーバンデザインの策定区域における民間主体のまちづくりを推進し、中心市街地の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てるため、前橋市アーバンデザイン基金を設置する。

2 主な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、本市のまちづくりを応援しようとする法人、個人等からの寄附金等の全部又は一部及び一般会計の予算で定める額とする。
- (2) 基金は、中心市街地の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

公布の日